

新型コロナウイルスワクチン

対象者に接種券を発送しています

市では、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に向けて、2回目の接種から8カ月以上経過した医療従事者などから順次接種券を発送しています。また、スマートフォンで取得できるワクチンの接種証明書(電子版)についてお知らせします。

接種券と予防接種済証を発送

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種の対象は、2回目の接種から原則として8カ月以上経過した18歳以上の人*です。市では、対象者に「接種券(接種券が印字された予約票)」や「予防接種済証」を含む必要書類一式を順次発送しています。接種券が届いた人から接種を受けることができます。接種費用は無料です。

予防接種済証には、これまでに接種したワクチンの種類や接種年月日などが記載されています。3回目の接種を受

けた際に記録を追加することで、ワクチンを3回接種したことを示す公的な証明書となりますので、大切に保管してください。医療従事者などでない市民の皆さんの予約方法や接種会場などの詳細については、決まり次第広報なりたや市ホームページなどでお知らせします。

*今後の国の対応方針に基づき、対象者によっては期間が短縮される場合があります

接種証明書(電子版)を利用できます

国では、新型コロナウイルスワクチン接種証明書をスマートフォンやタブレット端末などで申請・取得・表示できる専用アプリの運用を開始しました。

接種証明書(電子版)のポイント

- 紙の証明書と同じ内容をスマートフォンなどで確認できます
- 偽造防止対策が施された二次元コードを画面に表示し、ほかの端末で読み取ってもらうことで接種歴を証明することができます
- 「日本国内用」と「海外・日本国内兼用」の2種類が選べます
- 申請時にはマイナンバーカードが必要です。海外・日本国内兼用を取得する場合はパスポートも必要となります

電子版以外の接種証明書は

マイナンバーカードを持っていない人は、市民課(市役所1階)または健康増進課(保健福祉館内)で紙の接種証明書の発行申請ができます。発行には日数がかかる場合がありますので、余裕を持って申請してください。

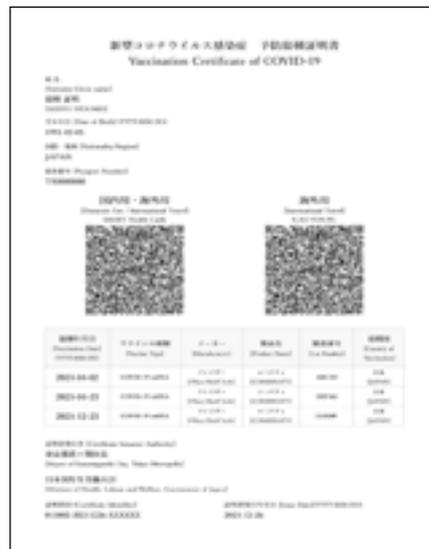
また、ワクチン接種時に交付された予防接種済証や予防接種記録書も、引き続き公的な証明書として使用できます。な

お、予防接種済証の「臨時」の表記は、新型コロナウイルスワクチン接種が予防接種法上の「臨時接種」に該当することを意味するものです。臨時の証明書という意味ではありませんので、引き続き公的な証明書として使用できます。詳細は市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page0136_00098.html)で確認してください。

新たに追加された紙の接種証明書(見本)



日本国内用



海外・日本国内兼用

ワクチン接種に関する問い合わせ先

*12月20日時点の情報です

市が行う接種については

- 成田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター…☎0120-11-5828(平日の午前8時30分～午後5時15分)
- 成田市新型コロナウイルスワクチン接種対策室…☎33-7611(平日の午前8時30分～午後5時15分)

ワクチン接種全般については

- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター…☎0120-761770(午前9時～午後9時)
- 県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口…☎03-6412-9326(24時間年中無休)